

戦前期日本における大学設立認可基準の成立と展開

*吉 川 卓 治

はじめに

- 1 「発専七八号通牒」の発出と適用
 - (1) 大学規程の制定
 - (2) 私立大学関係者の運動と「通牒」の発出
 - (3) 「通牒」の適用
- 2 「大学設立認可内規（秘）」の成立と適用
 - (1) 「内規」の特徴
 - (2) 「内規」の成立過程
 - (3) 「内規」の適用
- 3 「大学設立認可内規」への改訂と適用
 - (1) 改訂の内容と背景
 - (2) 「新内規」の適用

おわりに

はじめに

1918年12月6日に大学令（勅令第三百八十八号）が公布された。これにより、帝国大学や官立大学のほかに公立大学と私立大学の設立が認められることになった。1919年3月29日には大学令の施行規則として大学規程（文部省令第十一号）が公布され、公私立大学の設立認可申請に際して必要とされる事項が示された。だが大学令と大学規程は、基本財産や専任教員、教授・研究上必要となる設備などの条件については項目の提示にとどまったため、設立認可のためのより具体的な基準が必要とされた。

こうした基準を成文化した内規の存在は、戦後改革期に学校教育局長として大学制度改革などに携わった日高第四郎の回想によって早くから知られていた¹。1969年に刊行された海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』は、戦前において大学設立の基準（省令・規定などの項目内容）を具体化し、運用する主体が教育専門家ではなく文部官僚に限られていたことを指摘したうえ

で、具体的な内規が「昭和初年に作成されたといわれる」と紹介した。だが海後等はそれに接することができなかったため、内規により「基本財産、校舎その他の施設、学生定員などの基準がいちおう成文化されていたといわれる」と伝聞を記すにとどまった²。

内規そのものが発見・紹介されたのは1978年のことだった。大学史研究者の中野実が国立公文書館に所蔵される私立大学の設立認可関係書類に「大学設立認可内規（秘）」と題された文書を見出したのである。中野はこれを紹介しただけでなく、そこに示された基本財産の分割供託回数と、私立大学による設立認可申請の内容とを照合して作成時期を検討した。その結果、「大学設立認可内規（秘）」には基本財産の二分の一以上を即時供託させ、残りは次年度以後3か年以内の分割供託を認めるとあったにもかかわらず、1923年以前に認可された大学のほとんどが6か年分割だったことなどから、作成時期は「昭和初年」ではなく、1924年頃だったとの見解を示した³。

ところが他方で、倉澤剛は1980年刊行の『続学校令の研究』において、同じ「大学設立認可内規（秘）」を紹介し次のように述べた。「右〔同内規〕によれば、公

* 名古屋大学大学院教員

立又は私立大学の設置基準は、相当にきびしいことが知られる。これは主として私立大学の濫設を防ごうとしたもので、私学の側からは基本財産の供託など苛酷すぎるといった批判が起った。もっとも文部省も実施の段階で、その態度を若干やわらげ、供託金も六ヶ年程度の分割供託を認めた⁴。倉澤は「大学設立認可内規(秘)」の内容と認可された私立大学の申請内容との齟齬について、文部省が「実施の段階」で私学側の批判を受けて一定の柔軟な姿勢をとったために生じたものと説明したのである⁵。

この説明は、倉澤自身が編集・執筆に携わった『専修大学百年史』で繰り返され⁶、2009年刊行の天野郁夫『大学の誕生(下)』でも採用された。天野は倉澤の著書を参照しつつ、設立認可を受けるにあたり私立大学が充たすことを求められた要件のうち基本財産の供託については「一学部の大学は五〇万円、さらに一学部増すごとに一〇万円とする。基本財産の供託は設立時に二分の一以上、残額は次年度以降三ヶ年の分割供託を認める」と説明した⁷。こうした「大学設立認可内規(秘)」が大学令公布と同時期に成立し、その後一貫して効力を有したとの見方は、近年の研究や大学沿革史にも散見する。

ところが、戦前期に成文化された公私立大学の設立認可の基準(以下「基準」と記す)は、これまで三つ確認されている(表1)。最初の「基準」は、大学規程の公布から十日余り後の1919年4月9日付で文部省専門学務局長が地方長官に発出した「発専七八号通牒」である。これは京都府の行政文書に含まれるもの⁸と、東京府の行政文書中のもの⁹が知られるが、どちらも同じ蕪蕪版が用いられている。

二つめは、1924年頃作成と中野が推定した上述の「大学設立認可内規(秘)」で、謄写印刷版と活字印刷版がある。前者は日本医科大学、後者は高野山大学の設立認可関係書類のなかにある。

三つめは、この「大学設立認可内規(秘)」に1929年5月18日付で改訂を加えた「大学設立認可内規」である。これは私立大学による「夜間部」設置申請への文部省の対応過程において作成されたことが知られている¹⁰。同じ改訂内規は、国立教育政策研究所所蔵の「戦後教育資料」¹¹にも残されており、1946年秋に設置された大学設立基準設定協議会に文部省が示した原案の付属資料だったとされる¹²。本稿では後者に拠ったが、「備考」は後述のように資料として提出された際に付記された可能性が高い。

これらの三つの「基準」は発見・紹介の経緯や研究の文脈が異なっていたこともあり、時間軸を入れて総

合的に考察する研究はなされてこなかった。だが、この作業には戦後の大学基準や大学設置基準へと連なる「基準」の系譜を再検討する意義がある。

そこで本稿は三つの「基準」がいかに、どのようなものとして成立し、審査に際してどのように適用されたのか検討することで戦前期における「基準」の成立・展開過程の特質を解明することを目的とする。その際、「基準」の示す要件と、各大学の設立認可申請の内容や文部省の付した認可の条件とを対照させた中野の手法を参考にする。中野が基本財産の供託回数とともに、6か年分割、4か年分割、一括納入の三つの時期に区分したことも重要である¹³。本稿で示すように、各時期は三つの「基準」に対応しているからである。ただし中野はすべての「基準」を検討したわけではなかった。この限界を踏まえ、本稿は「基準」を総合的に検討することにより中野の研究成果に若干の知見を付け加えようとする試みでもある。

1 「発専七八号通牒」の発出と適用

(1) 大学規程の制定

大学令の公布から4か月後の1919年4月9日、文部省専門学務局長の松浦鎮次郎は地方長官に「発専七八号通牒」(以下「通牒」と記す)を発出した。これは、大学令と大学規程の公布を受け初めて作成された、大学設立認可のための「基準」だった。その内容は表1からもわかるように基本財産と専任教員の二つに分けられる。基本財産については、①1学部の大学は50万円、1学部を増すごとに10万円を加えること、②予科を置く場合も同様とすること、③設立後3週間以内に供託すること、④特別の事情がある場合には文部大臣の認可を受けて6か年以内の分割供託も認めることとされた。専任教員については、必要な教員の半数以上としたが、文部大臣の認可を受けたうえで設立後6か年の猶予期間をおくことも認めた。

これらの要件は、大学令が私立大学は財団法人もしくは財団法人の経営するものとし(第6条)、財団法人は「大学ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコト」、基本財産は「現金又ハ国債証券其ノ他文部大臣ノ定ムル有価証券トシ之ヲ供託スヘシ」(第7条)、「公立及私立ノ大学ニハ相当員数ノ専任教員ヲ置クヘシ」(第17条)と定めたことを受けたものだった。「通牒」は私立大学を直接の対象としたが、文部省の「指導」を介して公立大学にも援用された¹⁴。

しかし、文部省は初めからこうした「通牒」の発出を計画していたわけではなく、具体的基本財産の金

表1 戦前期日本における大学設立認可基準

	発専七八号通牒 (1919年4月9日)	大学設立認可内規（秘） (1924年)	大学設立認可内規 (1929年5月18日)
教授・研究上必要となる設備		<p>一、大学規程第三条ノ教授上及研究上必要ナル設備ニ関シテハ普通ノ授業ニ必要ナル設備ノ外左ノ条件ヲ具フヘキコト</p> <p>イ、学部ノ種別ニ応ジ専門ノ欧米各国中ニヶ国ノ図書各二千部以上ヲ有スルコト</p> <p>ロ、法学部、文学部、経済学部又ハ商学部ヲ有スル大学ニ在リテハ相当ナル図書館、医学部ヲ有スル大学ニ在リテハ相当ナル附属医院、農学部ヲ有スル大学ニ在リテハ相当ナル演習地ヲ有スルコト</p> <p>二、現在前項ノ設備ヲ有セサルモ</p> <p>イ、私立大学ニ在リテハ之ニ要スル資金ヲ所有スルトキニ限り相当年限ノ猶予ヲ認可スルコトヲ得ルコト</p> <p>但シ資金ノ二分ノ一以内ハ確實ナル収入見込アル場合ニ限り現ニ之ヲ有セサルモ妨ナキコト</p> <p>ロ、公立大学ニ在リテハ継続費予算確定セル場合ニ限り前号ニ準ズルコト</p>	<p>一、大学規程第三条ノ教授上及研究上必要ナル設備ニ関シテハ普通ノ授業ニ必要ナル設備ノ外左ノ条件ヲ具フヘキコト</p> <p>イ、学部ノ種別ニ応ジ専門ノ欧米各国中ニヶ国ノ図書各二千部以上ヲ有スルコト</p> <p>ロ、法学部、文学部、経済学部又ハ商学部ヲ有スル大学ニ在リテハ相当ナル図書館、医学部ヲ有スル大学ニ在リテハ相当ナル附属医院、農学部ヲ有スル大学ニ在リテハ相当ナル演習地ヲ有スルコト</p> <p>二、現在前項ノ設備ヲ有セサルモ</p> <p>イ、私立大学ニ在リテハ之ニ要スル資金ヲ所有スルトキニ限り相当年限ノ猶予ヲ認可スルヲ得ルコト</p> <p>但シ資金ノ二分ノ一以内ハ確實ナル収入見込アル場合ニ限り現ニ之ヲ有セサルモ妨ナキコト</p> <p>ロ、公立大学ニ在リテハ継続費予算確定セル場合ニ限り前号ニ準ズルコト</p>
基本財産	<p>一、財団法人カ所有スルコトヲ要スル私立大学ノ基本財産ノ額ハ一箇ノ学部ヲ置ク大学ニ於テハ五拾万円トシ数箇ノ学部ヲ置ク大学ニ於テハ一箇ノ学部ヲ加フル毎ニ拾万円ヲ増加スルコト</p> <p>一、前項ノ金額ハ大学ニ予科ヲ置ク場合ニ於テモ同様トスルコト</p> <p>一、基本財産ハ設立認可後三週間以内ニ金庫ニ供託スヘキコト、但シ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ六箇年以内ノ期間ニ於テ分割供託スルヲ得ルコト</p>	<p>三、大学令第七条ノ基本財産ノ額ハ一箇ノ学部ヲ有スルモノニ在リテハ金五拾万円以上トシ学部一ヲ加フル毎ニ金拾万円以上ヲ増加セシムルコト</p> <p>基本財産ハ尠クトモ総額ノ二分ノ一以上ヲ即時供託セシメ其ノ他ハ確實ナル収入見込アル場合ニ限り次年度以後三ヶ年以内ノ分割供託ヲ認ムルコト</p>	<p>三、大学令第七条ノ基本財産ノ額ハ一箇ノ学部ヲ有スルモノニ在リテハ金五拾万円以上トシ学部一ヲ加フル毎ニ金拾万円以上ヲ増加セシムルコト</p> <p>基本財産ハ尠クトモ総額ノ二分ノ一以上ヲ即時供託セシメ其ノ他ハ確實ナル収入見込アル場合ニ限り次年度以後三ヶ年以内ノ分割供託ヲ認ムルコト</p>
専任教員	<p>一、大学ハ所要教員数ノ半数以上ノ専任教員ヲ置クヲ要スルコト、但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケ設立後六箇年ノ猶予期間ヲ置クコトヲ認ムルコト</p>	<p>四、教員組織ニ付テハ左ノ諸項ニ依ルコト</p> <p>イ、各学部ノ主任教授タルヘキモノヲ定メシムルコト</p> <p>ロ、学部完成ノ年度迄ニ主要学科目ノ半数以上ノ専任教員ヲ置カシムルコト</p>	<p>五〔四〕、教員組織ニ付テハ左ノ諸項ニ依ルコト</p> <p>イ、各学部ノ主任教授タルヘキモノヲ定メシムルコト</p> <p>ロ、学部完成ノ年度迄ニ主要学科目ノ半数以上ノ専任教員ヲ置カシムルコト</p>
大学予科		<p>五、予科ニ関シテハ高等学校ニ関スル法令ニ準拠セシムルコト</p> <p>但シ基本財産ハ之ヲ置クヲ要セサルコト</p>	<p>五、予科ニ関シテハ高等学校ニ関スル法令ニ準シ基本財産ハ之ヲ置クコトヲ要セサルコト</p>
			<p>六、夜間授業ヲナス大学ニ在リテハ第三号ノ基本財産以外ニ一学部ニ付金五万円以上増加セシムルコト</p>
			<p>備考</p> <p>一、大正十二年迄ハ供託金金額ヲ六四〔回カ〕均分供託ヲ許セリ</p> <p>二、大正十二年震災ノ為罹災学校ニ対シテハ供託ヲ一年猶予若クハ分割供託ヲ十二回迄ノ範囲内ニ於テ変更スルコトヲ許セリ</p> <p>三、第六号ハ昭和四年五月十八日追加</p>

備考) 資料の出典は本文を参照のこと。

額や専任教員の人数は大学令の施行規則で定める予定だったと思われる。私立高等学校の基本財産は、大学令と同時に公布された高等学校令（勅令第三百八十九号）で50万円以上と具体的に規定されていたし（第5条）、情報源は不明だが、帝国教育会の機関誌『帝国教育』は基本財産に関して「施行細則中に何等かの標準を決定する筈の由」と報じていた¹⁵。

1918年12月21日発行の『医海時報』は「『改正大学令』施行細則は、此程脱稿し目下参事官の手許にて修正加除中にて、晩くも本月廿四五日迄には発布さるべし」と報じ¹⁶、発布間近との観測もなされた。だが、1919年3月8日の同誌には「同規則は、漸く一兩日前法制局の意見通り修正を了りたるを以て、直に省議に附し、次週中には勅令を以て公布の筈」と伝えられた¹⁷。結局3月下旬にまでずれ込み、3月29日に大学規程として公布された。4月1日の大学令施行にかろうじて間に合ったことになる。

（2）私立大学関係者の運動と「通牒」の発出

ところが大学規程には公私立大学の設立認可のために文部省に申請する項目は記されたものの、具体的な基本財産の金額や専任教員の人数については何も示されなかった。背景には私立大学関係者への対応があったのではないと思われる。1919年2月の『帝国教育』が「私立大学の現状に徴し本年四月までに新令に依る大学たる認可を受け得らるゝものは僅か一、二を算ふるに過ぎざるべしと推せらる」¹⁸と報じたように、基本財産や専任教員に関する要件によっては認可される大学が限られてしまうとの危機感が高まっていた。そのため私立大学関係者が要件の緩和を求めて文部省に運動したことはよく知られている。ここでは、大学規程の公布頃までにみられた主な私立大学関係者の動きを追ってみよう。

1919年1月には早くも私立大学関係者が文部省を訪問し認可の要件等について交渉した。1月25日の『教育時論』によれば、内務官僚として知られ、日本大学の理事を務めていた水野鍊太郎等が、官立高等教育機関拡張のために天皇が政府に「下賜」した内帑金1,500万円を私学の拡張のために分配するように求め、同時に基本財産や専任教員の整備に猶予期間を設けるように要望した¹⁹。対する文部省側の「意嚮は全然之を拒否せんとするものに非ず」だったという。

2月13日には元法制局長官で中央大学学長の岡野敬次郎も明治大学学長の木下友三郎等とともに、「供託スヘキ資金及其時期」の斟酌、「設置スヘキ専任教員ノ定員及研究科ノ設備完成」までの猶予、「予科及予科学

級ノ生徒定員」への斟酌を求める「大学令実施ニ関スル陳情書」を首相と文部大臣に提出した²⁰。

日本弁護士協会も1919年2月5日の理事会で「大学令の施行に関する利弊調査の件」を協議することに決した²¹。2月28日の機関誌『日本弁護士協会録事』は「現在の私立大学にして大学令の規定に基き文部省の承認を得るには五十万円以上百万円以下の供託金を為したる上に専任教授を置かざる可らず、各私立大学は果して此急速の施設に堪ゆべきか、大学令は即私立大学撲滅令なり」と大学令を強く批判した²²。3月31日には協会の特別委員が原敬首相と中橋徳五郎文相を訪問し、①基本財産供託の金額と回数に「適宜斟酌」を加え「相当ノ資金」を国庫から補助すること、②専任教員の整備に「相当ノ猶予」を与え、兼任か専任かより実力と教育方法の適否を重視すること、③学生定員の制限を緩め、学力向上に重点をおくことを建議した²³。特別委員20名のほとんどが私学出身の有力弁護士だったとされる²⁴。

交渉の末、文部省と私立大学側のあいだで「妥協」が成立した。4月15日の『教育時論』は、「都下各私立大学（早稲田欠）代表者十余名は去月卅一日文部省に中橋文相を訪問会見の上種々交渉を重ねたる結果「私立大学の必要なる基金は予科三年、本科三年合計六箇年の組織に於て金六十万円にして且之が供託も亦一時に六十万円を取纏め供託するは私学に至難の事情ありとの理由にて一ヶ年十万円宛六箇年間に分納差支なし」と云ふに決定し、且専任教授に対しても当局者は私学の経営を安易ならしむる目的にて当初より員数を限定せず是亦六箇年間に必要なる員数の専任教授を得ることとして妥協成立したり」と報じた²⁵。

このように私立大学関係者と文部省との交渉がなされるなか、大学規程で詳細な要件を規定することは見送り、基本財産の金額と供託回数、専任教員の整備とその猶予期間を定めた「通牒」を専門学務局長が地方長官に発出することになったものとみられる。そこでは、一学部の大学に求められる基本財産は60万円ではなく50万円となり、文部省からさらなる譲歩を引き出した形となった。交渉結果について『日本弁護士協会録事』は「私立大学の昇格維持に関する幾分の緩和を見たるは吾人の頗る欣快とする処なり」と述べている²⁶。

（3）「通牒」の適用

「通牒」は「此旨関係者へ御示相成候様致度依命此段及通牒候也」と、その内容を関係者に示すよう指示しており、また立命館大学の「総務課文書」に「通牒」と同内容の文書があることから、実際に各私立大学に

回送されたのは間違いない²⁷。したがって各私立大学は「通牒」を踏まえて設立認可申請を行なったと考えられる²⁸。では認可の審査に際して「通牒」はどのように適用されたのだろうか。

公私立大学の申請内容は、国立公文書館所蔵の設立認可関係書類に含まれる、文部省が設立認可審査のために要点を整理した「参考書」や「参考資料」「〇〇大学設立要項」等と題する文書（以下「設立要項」と記す）にうかがうことができる。主にそれを用いて各大学の基本財産と専任教員についてまとめたのが表2である。なお以下、各大学の「設立要項」に基づく記述の出典は表2の備考を参照いただきたい。

表2が示すように1920年までは「設立要項」に記された専任教員数はかなり少なく、所要教員数は1925年まで書かれなかった。これは「通牒」が6年間の猶予を認めていたためとみられる。

これに対して基本財産の扱いは厳格だった。1922年までに認可された私立大学（詳細が不明な慶應義塾大学は除く）が申請した基本財産は、1学部の大学で50万円、2学部の大学で60万円、3学部の中央大学で70万円、5学部の早稲田大学で90万円だった。例外は龍谷大学で、1学部だったにもかかわらず、100万円を供託するとした。だがいずれも「通牒」の要件を充たしている。基本財産供託の分割回数をみると、龍谷大学は一括、大谷大学は5回だったが、他の私立大学はすべて6回だった。分割回数も「通牒」の示す最低基準を全大学がクリアしている。「通牒」の規定する基本財産要件を充たさない申請内容で設立が認可された私立大学は一つもなかった。

以上のように、文部省は「通牒」が成立するまで設立認可の具体的な要件に関して私立大学関係者などへの譲歩を厭わなかった。だが、「通牒」の発出後は認可に際して妥協は一切しなかった。倉澤が述べたように「実施の段階で、その態度を若干やわらげ」るなどということはまったくなかったのである。

2 「大学設立認可内規（秘）」の成立と適用

（1）「内規」の特徴

次に、二つめの「基準」である「大学設立認可内規（秘）」（以下「内規」と記す）の特徴を「通牒」と比較して整理しよう。

第一に、教授・研究上に必要とされる設備の要件が加わった。具体的には①欧米各国のうち2か国の図書を各2,000部以上、②法、文、経済、商の学部を有する大学では「相当ナル図書館」、医学部を有する大学では「相当ナル医院」、農学部を有する大学では「相当ナル

演習地」を備えること、ただしそれらの設備がなくとも私立大学ではそれに要する資金がある場合、公立大学では継続費予算が確定している場合、相当年限を猶予するとされた。

第二に、基本財産の総額は変更されなかったが、「通牒」で認可後3週間以内とされていた供託金の初年度納付期限が「即時」となった。ただし「即時」の中身は不明である。また6か年以内の分割供託が認められていたのが、総額の二分の一以上の即時供託と以後3か年以内の分割（合計4回以内）とされた。

第三に教員組織については、各学部の「主任教授」を定めることが追記され、半数以上の専任教員を置くまでの猶予期間が6年以内から「学部完成ノ年度迄」に変更された。学部は3年もしくは4年（医学部）だったから、猶予期間は短縮されたと解される。

第四に予科に関しては高等学校に関する法令に準拠させることという文言が加わったが、予科のために基本財産をおく必要はないと明記された。内容は「通牒」と変わりはない。

以上から「内規」では、図書数などの設備要件が追加され、かつ基本財産の初回供託金額と分割回数のハードルが引き上げられ、専任教員の整備の猶予期間が短くなったことがわかる。

（2）「内規」の成立過程

前述のように「内規」の成立時期について中野は1924年頃と推定した。このことは妥当だったと考えられる。それは戦後教育資料にある1929年改訂の「大学設立認可内規」の「備考」に「大正十二年迄ハ供託金額ヲ六四〔回カ〕均分供託ヲ許セリ」とあり、1923年まで「通牒」が維持されたとみられるからである。1923年3月28日に申請し翌年5月20日に認可された立正大学について、中野は沿革史などに接することができず結論を保留したが、『立正大学の120年』によると基本財産の総額50万円の半額を超える27万9,362円50銭を初年度に供託したことがわかる²⁹。これは「内規」の示す新しい供託方法に整合的で、立正大学の審査にはこれが適用された可能性が高い。ゆえに「内規」は1924年前半（5月まで）には成立していたとみてよい。

では「内規」はどのようにして成立したのだろうか。中野は、「内規」成立前における設立認可審査に文部省が大学に課した認可条件を検討し、「内規」はそれらの条件を成文化したものだとの見解を示している³⁰。実際、松浦専門学務局長は「通牒」の公表に際して「尚基本金及び専任教員のみを以て私立大学認可の要件と考ふる時は非常の誤解を招くべし、認可に就

戦前期日本における大学設立認可基準の成立と展開

表2 公私立大学「設立要項」中の基本財産と専任教員

	大学名	設立認可 (官報公示日)	学部	基本財産			専任(所要教員)	
				総額	初回供託	供託回数	学部	予科
①	大阪医科大学(公立)	1919.11.24	医	-	-	-		
②	慶應義塾大学	1920.02.06	経済、法、文、医					
③	早稲田大学	1920.02.06	政治経済、法、文、商、理工	900,000	150,000	6回		
④	明治大学	1920.04.16	法、商	600,000	100,000	6回	6	8
⑤	法政大学	1920.04.16	法、経済	600,000	100,000	6回	4	8
⑥	中央大学	1920.04.16	法、経済、商	700,000	117,000	6回	7	8
⑦	日本大学	1920.04.16	法文、商	600,000	100,000	6回	11	7
⑧	国学院大学	1920.04.16	文	500,000	84,000	6回	0	2
⑨	同志社大学	1920.04.16	法、文	600,000	100,000	6回	25	10
⑩	愛知医科大学(公立)	1920.06.19	医	-	-	-		
⑪	東京慈恵会医科大学	1921.10.20	医	500,000	85,000	6回		
⑫	京都府立医科大学(公立)	1921.10.20	医	-	-	-		
⑬	専修大学	1922.05.27	経済、法	600,000	100,000	6回	22	20
⑭	龍谷大学	1922.05.27	文	1,000,000	1,000,000	1回	46	23
⑮	大谷大学	1922.05.27	文	500,000	100,000	5回	42	23
⑯	立教大学	1922.05.27	文、商	600,000	100,000	6回	25	25
⑰	熊本医科大学(公立)	1922.05.27	医	-	-	-		
⑱	関西大学	1922.06.07	法、商	600,000	100,000	6回	35	37
⑲	東洋協会大学(拓殖大学)	1922.06.07	商	500,000		6回	21	16
⑳	立命館大学	1922.06.07	法	500,000	84,000	6回	16	12
㉑	立正大学	1924.05.20	文	500,000				
㉒	駒澤大学	1925.04.01	文	500,000			25	20
㉓	東京農業大学	1925.05.20	農	500,000			21	10
㉔	日本医科大学	1926.02.27	医	500,000	250,000	4回	27(39)	7(10)
㉕	高野山大学	1926.04.06	文	500,000			22(27)	13(13)
㉖	大正大学	1926.04.07	文	500,000	250,000	4回	16(20)	20(35)
㉗	大阪商科大学(公立)	1928.03.23	商	-	-	-	28(35)	18(26)
㉘	東洋大学	1928.04.02	文	500,000	250,000	4回	15(29)	8(11)
㉙	上智大学	1928.05.10	文、商	600,000	300,000	4回	15(30)	8(15)
㉚	関西学院大学	1932.03.08	法文、商経	600,000	600,000	1回	35(55)	12(20)
㉛	藤原工業大学	1939.05.29	工	650,000	650,000	1回	36(61)	14(26)
㉜	興亜工業大学	1942.05.19	工	500,000	500,000	1回	35(60)	15(25)
㉝	大阪理科大学	1943.03.16	理工	650,000	650,000	1回	24(48)	16(24)

備考 下記の「公文類聚」中にある各大学の「参考書」「設立要項」「説明書」等(=「設立要項」)により作成。

空欄は不明。

資料 ①「公文類聚・第四十三編・大正八年・第二十四卷・軍事二・海軍、学事・学制(小学校～雑載)」類01326100、②～⑩「公文類聚・第四十四編・大正九年・第二十四卷・軍事・陸軍・海軍・徴発、学事・学制～雑載」類01365100、⑪⑫「公文類聚・第四十五編・大正十年・第二十五卷・財政六・官有財産・雑載、軍事・陸軍・海軍、学事」類01404100、⑬～⑳「公文類聚・第四十六編・大正十一年・第二十二卷・軍事・陸軍・海軍、学事・学制・学資・雑載」類01445100、㉑「公文類聚・第四十八編・大正十三年・第二十七卷・軍事・陸軍・海軍、学事・学制(大学)・陸海軍兵学」類01515100、㉒㉓「公文類聚・第四十九編・大正十四年・第二十九卷・軍事・陸軍・海軍、学事・学制・大学・専門学校・雑載」類01550100、㉔～㉖「公文類聚・第五十編・大正十五年～昭和元年・第三十一卷・軍事・陸軍・徴発・海軍、学事・学制～雑載」類01587100、㉗～㉙「公文類聚・第五十二編・昭和三年・第二十三卷・軍事・陸軍・海軍、学事・小学校・専門学校・大学」類01659100、㉚「公文類聚・第五十六編・昭和七年・第二十九卷・軍事・陸軍・海軍・雑載、学事・小学校・大学」類01796100、㉛「公文類聚・第六十三編・昭和十四年・第八十二卷・学事一・学制・大学」類02260100、㉜「公文類聚・第六十六編・昭和十七年・第八十八卷・学事一・学制・大学・高等学校」類02648100、㉝「公文類聚・第六十七編・昭和十八年・第二百二卷・学事二・学制(大学)」類02770100、以上国立公文書館所蔵。③「早稲田大学百年史」三。

ては他に設備其他の要件あること特に説明するまでもなからん³¹と述べており、「通牒」の項目以外に「設備其他の要件」を設定していたことを示唆している。

そこで「内規」に数字が示される図書数について、「内規」成立前に認可された大学を事例に検討しよう。「設立要項」を検索すると当初、図書数を「洋書」と「其他」（あるいは「和漢書」）に二分して記載されていたのが、専修大学以降は各国語別に記されるようになったことがわかる。そして同大学は欧米各国中2か国語各2,000部以上を認可後2年以内に備え付けることが認可条件として課された³²。立教大学も独仏の専門学科に関する図書2,000部以上備えることとされた³³。立命館大学³⁴や公立の熊本医科大学³⁵でも同じ条件が付された。ただし2,000部の根拠は不明である。例えば東京帝国大学附属図書館の蔵書数（1922年度末）は和漢書が41万冊、洋書が35万冊だった³⁶。2,000部では教育・研究に十分でないことは明らかだろう。いずれにしても以上から、1922年頃から文部省が用い始めた数字が「内規」に入ったと考えられる。

ではなぜこの時期に「内規」が成立したのだろうか。そこには基本財産の問題が関わっていたのではないと思われる。「内規」成立までは6か年分割供託が認められたが、多くの私立大学にとって計画通りに供託することは困難で、大幅な緩和を申し出て認められた大学もあった³⁷。そこに関東大震災が追い討ちをかけた。このことは改訂「大学設立認可内規」の「備考」に「大正十二年震災ノ為罹災学校ニ対シテハ供託ヲ一年猶予若クハ分割供託ヲ十二回迄ノ範囲内ニ於テ変更スルコトヲ許セリ」とあることから確認できる。この状況に文部省は認可した大学の基本財産の供託状況を精査し、要件を再検討せざるを得なくなり、新規申請の大学に適用する基本財産要件を引き上げた「内規」を作成することになったのではないかと考えられる。

（3）「内規」の適用

新たに作られた「内規」はどのように適用されたのだろうか。震災の翌年に設立が認められた立正大学が初めに基本財産の半額以上を供託したことにはすでに触れた。駒澤大学については不明である。東京農業大学は、基本財産の金額と供託回数は不明だが、「初年度（大正十四年度）」の収支予算の収入の部に「供託金利子」として1万2,500円、「完成年度（大正十七年度）」には2万5,000円を計上しているから、当時の一般的な国債の利率が5パーセントだったことを勘案すると、初年度25万円を供託し、以後3回に分割して合計50万円を供託すると申請したとみられる。

設立認可申請関係書類に「内規」を含む日本医科大学と高野山大学に続く、大正大学、東洋大学、上智大学は初年度に基本財産の半額を供託したうえで、残額を翌年度以降3回に分けて供託するとした。つまり基本財産に関して検討すると、いずれも審査に「内規」が厳格に適用されていたとみられる。

所要教員の総数と専任教員数は、日本医科大学以降すべての大学で学部と予科の双方について「設立要項」に記され、「教員予定表」が付されることもあった。「内規」が猶予を「完成年度」までとしたことを受けてか、設立時点で専任教員確保の見通しを明確にすることが求められるようになったとみられる。

3 「大学設立認可内規」への改訂と適用

（1）改訂の内容と背景

「内規」は1929年5月18日付で改訂された。新たな「大学設立認可内規」（以下「新内規」と記す）では、夜間授業を行なう大学に対して1学部につき5万円以上の基本財産の増額を求める項目が追加された。なぜこの時期に改訂されたのだろうか。

1929年6月20日付の『高等諸学校一覧』をみると、日本大学、立命館大学、中央大学、専修大学が夜間授業（「昼夜二部教授」ないし「夜間授業」）を実施していたことがわかる³⁸。1920年代の私立大学における夜間授業（夜間部）の設置と文部省の対応については江津和也の研究が詳しい³⁹。それによると、1928年度までは日本大学が唯一の「夜間大学」だった。だが、1929年度以降、立命館大学、中央大学、専修大学でも夜間授業を開設するようになった。その背景には、基本財産の供託や施設設備の整備、関東大震災からの復興などによる財政状況の逼迫があったとされる。夜間に授業を行なえば新たな投資をすることなく多くの学生を受け入れて、収入増を図ることができたのである。

しかし1928年12月6日付で立命館大学が「昼間夜間ノ二部教授」のために学則改正認可を申請すると、文部省は大学教育の「機会均等」の見地から意義があるとしながらも、「実質ニ於テ一個ノ設備ノモニ二個ノ大学ヲ設置スルスルモノニ近く」、したがって「相当基本財産ノ増額供託ノ計画ヲ確立スル迄ハ一応設立者ノ再考ヲ促スコトニ致シ度」との方針をまとめた。文部省は夜間部設置を認めることに消極的だったことがうかがえる⁴⁰。最終的に立命館大学の申請は認可されたが、さらに1929年1月29日付で中央大学からも同様の申請がなされると⁴¹、文部省はそれを認可した翌日の3月20日から省議を開始し、「内規」に第六項として「夜間授業ヲナス大学ニ在リテハ第三項ノ基本財産に

外一学部ニ付金五万円以上ヲ増加セシムルコト」を追加することに決定した⁴²。この改訂について江津は、私立大学夜間部の濫立を防ぐ措置だったと評価している⁴³。

こうした「内規」改訂の決定を踏まえて文部省は、5月18日付で私立大学に「基本財産供託ニ関スル件」として「今般夜間授業ヲナス大学ニ対シテハ既定ノ基本財産以外ニ相当ノ基本財産供託ヲ要スルコトニ省議決定シタルニ付此段通牒ス」という専門学務局長通牒を发出した⁴⁴。文面から判断して、私立大学には具体的な金額は知らされなかったとみられる。なおこの経緯にかかわる一連の文書には鉛筆書きで上記第六項を追記した活字印刷版の「新内規」が含まれるが、「備考」はない。

(2) 「新内規」の適用

「新内規」はどのように適用されたのだろうか。第六項にかかる夜間授業については、1944年11月1日現在の『高等諸学校一覧』によれば新規開設はなく、日本大学経済学部と専修大学が1944年度入学者から夜間授業を廃止したことがわかる⁴⁵。申請の有無は不明だが、夜間授業を行なう大学・学部は減少した。文部省の意図どおりの結果がもたらされたといえよう。

次に「新内規」が適用され始めた1930年以降に認可された大学の基本財産についてみていこう。表2にみられるように関西学院大学、藤原工業大学、興亜工業大学、大阪理科大学のいずれも基本財産を一括供託した。供託した金額は2学部だった関西学院大学が60万円、1学部の興亜工業大学は50万円だった。これに対して、藤原工業大学と大阪理科大学は1学部だったにも関わらず65万円を供託している。規定の金額よりも15万円も多い。

加えて「設立要項」に供託金の内訳が詳細に記されるようになった。関西学院大学では国債24万8,887円06銭のほか、東京電灯株式会社債券15万1,760円40銭、東洋拓殖株式会社債券15万1,760円40銭、白耳義王国国債証書7万8,915円41銭の合計63万1,323円27銭を供託するとしていた。関西学院大学の設立認可関係書類には、早稲田大学は「日清生命株券」、同志社大学が「富士瓦斯社債、京坂〔阪〕電鉄社債」、拓殖大学と上智大学は「満鉄社債」といった具合に、大学令の示す「特ニ認メタル有価証券」を具体的に書き上げた文書が含まれている。有価証券を評価したうえで申請が認められたものとみられる。

しかし日中開戦以降は状況が転換する。藤原工業大学の「設立要項」には理事長藤原銀次郎が会長を務め

る王子製紙の株券(時価65万円)で供託するが、「設立者ハ右供託金中二十五万円以上ヲ設立認可ノ日ヨリ二年以内ニ必ス国債証券ニ替フルコトヲ約ス」と記された。興亜工業大学も、初年度に国債10万円、森興業株40万円、合計50万円を供託するが、森興業株は1943年4月に20万円分、1944年4月に10万円分、1945年4月に10万円分を国債に順次置き換えると記した。大阪理科大学には「設立認可後三週間以内ニ国債ヲ以テ供託ス」とあった。これらのことから、戦時下での国債消化の圧力を背景に、有価証券による供託は一時的な措置となり、国債での供託が原則化されていたとみられる。「新内規」に規定されていないにもかかわらず、基本財産の一括供託と国債での供託は事実上の要件となっていたと考えられる。

おわりに

これまで述べたように、戦前期において大学設立の認可要件を成文化した「基準」には、1918年に发出された「発専七八号通牒」、1924年成立の「大学設立認可内規(秘)」、そしてこれを1929年に改訂した「大学設立認可内規」があった。初めての「基準」となった「通牒」は基本財産と専任教員の要件を定め、1923年まで用いられた。「大学設立認可内規(秘)」は基本財産の初回供託金額と分割回数ハードルを引き上げ、新たに図書数などの設備要件を追加した。この「内規」に夜間授業開設の要件を追加したのが1929年改訂の「新内規」だった。

このような「基準」の成立・展開過程について次の三点が指摘できる。

第一に、「基準」に盛り込まれた要件は、いずれも文部省が一方的に作成したものというよりも、両者の関係性のなかで成立・展開したものだ。最初の「通牒」は私立大学側との協議を経て成立したものだ。1924年の「内規」に記された基本財産供託要件の引き上げと設備要件の追加は、それまでの設立認可申請の審査において私立大学側の感触を確かめたうえで成文化されたものだ。「新内規」における夜間授業の開講に関する要件の追加も、その開設認可を求める私立大学への対応だった。ただし「通牒」は各大学に公式ルートで送られたが、「内規」と「新内規」は伝えられなかったとみられる。

第二に、これらの要件は私立大学側にとってある程度達成が見込めるものだった。1学部の大学で50万円、1学部増加ごとに10万円の増額という基本財産の算定基準は、戦前一度も変更されなかった。基本財産から得られる利息が大学運営に必要な金額には不十分

だったことも早くから指摘されてきた⁴⁶。1924年の「内規」で加わった各国語2,000冊以上の根拠も薄弱だった。私立大学が実現不能な数字を提示して設立の可能性を断ち切ってしまうのではなく、ある程度現実的な数字を示し、またそこに一定の猶予期間まで設定したこと自体が、文部省と私立大学との関係の一面を物語っている。

とはいえ、第三に「基準」はいったん成立すると、大学設立認可の審査に際しては緩められることはなく、一貫して「厳格に」適用された。「基準」を下回る申請内容で設立が認可された公私立大学は一つもなかった。だがこのことは、文部省が「基準」に則って「厳密に」審査を進めたことを意味しているわけではない。一点目の指摘と関連するのだが、文部省は審査に際して、「通牒」になかった設備要件や、「内規」に示されていない専任教員確保の見通しを求めている。1930年代に認可されたすべての私立大学が基本財産を一括供託し、かつ国債での供託を原則とするようになった背景にも文部省の意向が働いていたとみられる。

以上から、「基準」は設立認可の最低基準に位置づけられ、文部省はその時どきの公私立大学の状況や社会情勢を踏まえて要件を追加し、ハードルを引き上げて審査にあたっていたということが出来る。こうしてみると本稿は結局、「設置の際の基準」を具体化し、それを運用する主体は文部官僚に限られていたという、戦前における大学の水準向上行政の特質についてなされた海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』の指摘を「基準」レベルに降りて再論しただけなのかもしれない。だが、文部省にどこまで主導権があったのかは慎重に吟味する必要がある。私立大学と結びついた政党勢力や一部の官僚勢力などから要求される「基準」緩和の「外圧」も決して小さくはなかったと考えられるからである。その解明には実際の審査にどのような力が働いていたのか分析しなければならない。今後の課題としたい。

付記）本研究はJSPS 科研費 23K02080の助成を受けたものです。

〔注〕

- ¹ 日高第四郎『教育改革への道』洋々社、1954年、95頁。大学基準協会十年史編纂委員会編『大学基準協会十年史』大学基準協会、1957年、81頁。
- ² 海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』戦後日本の教育改革9、東京大学出版会、1969年、506～508頁。
- ³ 中野実「旧制大学の設置認可の内規について—公文類聚からの紹介—」大学史研究会編『大学史研究通

信』第11号、1978年8月。

- ⁴ 倉澤剛『続学校令の研究』講談社、1980年、78頁。
- ⁵ この解釈の問題性は、吉川卓治『公立大学の誕生—近代日本の大学と地域—』（名古屋大学出版会、2010年）がすでに指摘した（147～148頁）。
- ⁶ 専修大学編『専修大学百年史』下、1981年、991頁。
- ⁷ 天野郁夫『大学の誕生（下）』中公新書、2009年、385～387頁。
- ⁸ 「大正八年 私立専門学校」大8-39、京都府立京都学・歴史館所蔵。吉川卓治「公立大学補充金の制度的基盤—1920年代における京都府立医科大学の事例から—」（『日本の教育史学』第39号、1996年10月）を参照。同論文は前掲『公立大学の誕生』に所収。
- ⁹ 「大正八年雑件 冊の七六」府大08-77、東京都公文書館所蔵。湯川次義「大学令による私立大学設立に関する要件—一九一九年四月の基本財産・専任教員に関する要件」（近代日本教育史料研究会『かわら版』第192号、2002年9月5日）を参照。なお、早稲田大学百五十年史編纂委員会編『早稲田大学百五十年史』第1巻（早稲田大学出版部、2022年）でも「発専七八号」通牒を用いて、供託すべき基本財産と専任教員の具体的な基準については「文部省が内規を定めており、早稲田大学設立の東京府への進達文中にそれが残されている」（787頁）と述べている。
- ¹⁰ 江津和也「1920年代における大学夜間部の設置と文部省の対応」（『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊、13号-1、2005年9月）。
- ¹¹ 「大学設立基準に関する事項（案）」（『戦後教育資料』VI-106所収）国立教育政策研究所教育図書館所蔵（<https://nierlib.nier.go.jp/lib/database/SENGO/EF10000611/>）。
- ¹² 羽田貴史「戦後教育改革と大学の国土計画（上）」（大学基準協会『会報』第61号、1988年9月）146～148頁を参照。後に『戦後大学改革』（玉川大学出版部、1999年）に所収。
- ¹³ 中野前掲論文（注3）、中野実「大正期の「大学令」と私立大学」東洋大学井上円了記念学術センター編『Satya』第6号、1992年4月、33～35頁。
- ¹⁴ 前掲「公立大学補充金の制度的基盤—1920年代における京都府立医科大学の事例から—」、前掲『公立大学の誕生』第5章を参照。
- ¹⁵ 「新学令の影響」『帝国教育』第439号、1919年2月、70頁。
- ¹⁶ 「大学令施行細則発布近し」『医海時報』第1278号、1918年12月21日、16頁。
- ¹⁷ 「大学令施行細則漸く脱稿」『医海時報』第1289号、

- 1919年3月8日, 11頁。
- ¹⁸ 前掲「新学令の影響」『帝国教育』第439号, 70頁。
- ¹⁹ 「私立大学保護問題」『教育時論』第1216号, 1919年1月25日, 22頁。
- ²⁰ 中央大学百年史編纂委員会専門委員会編『中央大学百年史』資料編, 中央大学, 2005年, 237~238頁。
- ²¹ 「理事会」『日本弁護士協会録事』第23巻第2号, 1919年2月28日, 99頁。
- ²² 「大学令と私立大学」『日本弁護士協会録事』第23巻第2号, 1919年2月28日, 69~70頁。
- ²³ 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第2巻史料編2, 明治大学, 1988年, 49~52頁。「委員会」『日本弁護士協会録事』第23巻第4号, 1919年4月28日, 101~104頁。なお明治百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第3巻通史編1(明治大学, 1992年, 678頁)はこの建議が「大正七年四月」になされたと説明しているが, それはおそらく誤りである。同第2巻史料編2に掲載されている平田東助文書中の「大学令二関スル建議」には確かに4月7日の日付があるが, 『日本弁護士協会録事』には建議を臨時教育会議委員にも送付したとあり, その際の日付と解される。ここでは『日本弁護士協会録事』で報じられた日付をとった。
- ²⁴ 前掲『明治大学百年史』第3巻通史編1, 679頁。
- ²⁵ 「私立大学基金問題」『教育時論』第1224号, 1919年4月15日, 14頁。
- ²⁶ 「大学令の施行内規」『日本弁護士協会録事』第23巻第4号, 1919年4月28日, 79~80頁。
- ²⁷ 立命館百年史編纂委員会編『立命館百年史』資料編1, 立命館, 2000年, 366頁。
- ²⁸ 「私立大学」が大学の設立認可申請を行なったという書き方は正確ではない。だが, 多くが専門学校令による専門学校でありながら大学と名乗ることを認められていたこと, また私立大学の設立者となる財団法人名をいちいち記すのは煩雑であることから本稿では設立者をこのように記す。
- ²⁹ 大学史編纂委員会編『立正大学の120年』立正大学学園, 1992年, 216頁。
- ³⁰ 前掲「大正期の「大学令」と私立大学」34頁。
- ³¹ 「右に就き局長語る」『教育時論』第1225号, 1919年4月25日, 14頁。
- ³² 前掲『専修大学百年史』下, 1048~1049頁。大正期における私立大学の認可時の蔵書数と図書購入計画は, 呑海沙織「大正期の私立大学図書館: 大学令下の大学設置認可要件としての図書館」(『日本図書館情報学会誌』第56巻第1号, 2010年)に整理されている。同論文は, 認可時の各国語別図書部数が確認できる大学には, 「大学設立認可内規(秘)」の定める要件(「専門ノ欧米各国中ニヶ国ノ図書各二千部以上」所蔵)を充たす大学がなかったことを指摘し, それが同内規の「緩和措置」によるものだったと捉えている。だが, 本稿で論じたとおり内規の成立は1924年とみる必要があり, したがってそれ以前に認可された大学については内規に基づく「緩和措置」がとられたとはいえないと考えられる。
- ³³ 立教学院百五十年史編纂委員会編『立教学院百五十年史』第1巻, 立教大学立教学院史資料センター, 2023年, 315頁。
- ³⁴ 立命館百年史編纂委員会編『立命館百年史』通史1, 立命館, 1999年, 292頁。
- ³⁵ 山崎正董『肥後医史』鎮西医海時報社, 1929年, 671頁。
- ³⁶ 東京帝国大学編『東京帝国大学五十年史』下, 1932年, 1122頁。
- ³⁷ 伊藤彰浩「高等教育機関拡大における「官」と「私」一両大戦間期における設置形態問題」(『教育社会学研究』第52集, 1993年)を参照。後に『戦間期日本の高等教育』玉川大学出版部, 1999年に所収。
- ³⁸ 文部省専門学務局編『昭和四年六月二十日 高等諸学校一覧』文部省専門学務局, 1929年7月, 4~5頁。
- ³⁹ 前掲「1920年代における大学夜間部の設置と文部省の対応」145~146頁。
- ⁴⁰ 同前, 149頁。
- ⁴¹ 「学部・予科昼夜二部制採用にともなう学則改正の件認可」『中央大学史資料集』第5集, 1989年12月, 92~111頁。
- ⁴² 「夜間授業ヲナス大学ノ基本財産増加方」(「昭和四年~昭和二十三年・学校, 図書館及博物館設置廃止総規」昭59文部02406100所収)国立公文書館所蔵。
- ⁴³ 前掲「1920年代における大学夜間部の設置と文部省の対応」150頁。
- ⁴⁴ 前掲「夜間授業ヲナス大学ノ基本財産増加方」。
- ⁴⁵ 文部省専門学務局編『昭和十九年十一月現在 高等諸学校一覧』文部省専門学務局, 1945年2月, 6~7頁。
- ⁴⁶ 例えば天野郁夫『高等教育の日本的構造』玉川大学出版部, 1986年, 84頁。

A Historical Study on University Standards in Japan before World War II

Takuji YOSHIKAWA*

This study explores the development of Japanese university standards before World War II to better clarify their underlying characteristics. Using a comparative lens, this research analyzes the requirements embedded in historically-embedded standards alongside the prescribed conditions imposed on universities.

Following the University Ordinance (Daigaku-Rei) of 1918, Japan witnessed the establishment of public and private universities as separate from national universities. The establishment of these new categories of university followed three distinct standards.

The initial standard, outlined in a circular distributed by the Ministry of Education to prefectural governors in 1919, mandated that universities create their own essential assets to maintain operations and they employ an adequate number of full-time faculty. In the documents regarding evaluation for establishment approval, uncodified requirements were utilized alongside the established standards.

A new standard emerged in 1924, augmenting initial deposit requirements, reducing deposit frequency, and incorporating requirements for facilities previously covered under assessments.

Subsequently, a revised standard introduced in 1929 specifically outlined and heightened basic asset requirements for universities offering evening classes. During the accreditation assessment, universities were mandated to deposit their basic assets in a lump sum and predominantly rely on government bonds, requirements not explicitly stated within the standard regulations.

These standards, formulated by Ministry of Education officials, served as the minimum benchmarks for assessing the approval for the establishment of a university. Throughout this process, undisclosed requirements were arbitrarily applied in conjunction with the established criteria.

* Professor, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University

